

第4章 職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示

令和元年において、行政執行法人の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、3件である。

1 改正概要

(1) 独立行政法人統計センター

平成31年1月1日及び4月1日の組織改編で、管理部門については、経営審議室と管理部を統合し、「総務部」を新設、業務運営に関する特命事項を処理するため、理事長の下に「経営審議役」を新設。また、事業部門については、「統計編成統括官」を新設するなどし、職が新設・改廃され、組織改編を踏まえて労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受け、告示の表に必要な改正を行う旨、8月7日の第708回審査委員会で決定し、8月23日、告示した。

(2) 独立行政法人国立印刷局

平成31年4月1日の組織改編で、経営企画室について、室内の業務を一体的・準則的に行うため、国際業務グループを廃止し、「副企画官」を廃止し、「主任専門官」に変更。「管理部」において管理課から情報総括部門を分離し、「情報システム管理課」を新設。

また、王子工場については、「材料課」を廃止し、「郵券課」及び「証券課」に移管するなどし、職が新設・改廃され、組織改編を踏まえて労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受け、告示の表に必要な改正を行う旨、8月7日の第708回審査委員会で決定し、8月23日、告示した。

(3) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

平成31年4月1日の組織改編で、登録農薬の再評価制度の導入を柱とする法改正を受け、「農薬審査統括官」を新設。また、「試験施設審査課」及び「環境影響審査課」を新設し、職が新設・改廃され、組織改編を踏まえて労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受け、告示の表に必要な改正を行う旨、8月7日の第708回審査委員会で決定し、8月23日、告示した。

2 告示

○ 中央労働委員会告示第1号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次の表のように改正する。

令和元年8月23日

中央労働委員会会長 岩村 正彦

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後		改 正 前		
		勤務箇所		勤務箇所		
		労働組合法第二条第一号に規定する者		労働組合法第二条第一号に規定する者		
(略)		(略)	独立行政法人統計 センター	独立行政法人統計 センター	独立行政法人統計 センター	
(略)		(略)	本局	統計センター	統計センター	
(略)		(略)	独立行政法人國立 印刷局	経営審議役 部長 情報技術センター長 次長 統計編成統括官 人口・消費統計編成調整官 経 済統計編成調整官 参事 化推進官 監査室長 室長(監査室長を除く) 財務企画監 副課長 マネージャー 課長代理 (人事、労務又は経理の事務を担当する者に限る) 人事、労務又は経理担当の係長	経営審議役 部長 情報技術センター長 次長 統計編成統括官 人口・消費統計編成調整官 経 済統計編成調整官 参事 化推進官 監査室長 室長(監査室長を除く) 財務企画監 副課長 マネージャー 課長代理 (人事、労務又は経理の事務を担当する者に限る) 人事、労務又は経理担当の係長	
(略)		(略)	独立行政法人農林 水産消費安全技術 センター	本局	独立行政法人農林 水産消費安全技術 センター	
(略)		(略)	農林水産消費安全 技術センター	室長 部長 次長 参事 課長 経営企画官 総 務企画官 法務統括官 リスク統括官 広報官 人事給与統括官 労働厚生統括官 事務統括官 情報統括官 環境安全統括官 博物館長 施設企 画官 施設統括官 財務統括官 契約統括官 グ ループリーダー センター長 副センター長 統 括専門官 主任専門官 みつまた調達所長 秘 書、人事又は労務担当の専門官 秘書、人事又は 労務担当の係長 労働関係業務担当の調査主任事 務担当の係員 企画に関する事務を行なう者に限 る(人事、労務又は経理担当の係員(企画に関する事 務を行なう者に限る))	室長 部長 次長 参事 課長 経営企画官 総 務企画官 法務統括官 リスク統括官 広報官 人事給与統括官 労働厚生統括官 事務統括官 情報統括官 環境安全統括官 博物館長 施設企 画官 施設統括官 財務統括官 契約統括官 グ ループリーダー センター長 副センター長 統 括専門官 主任専門官 みつまた調達所長 秘 書、人事又は労務担当の専門官 秘書、人事又は 労務担当の係長 労働関係業務担当の調査主任事 務担当の係員 企画に関する事務を行なう者に限 る(人事、労務又は経理担当の係員(企画に関する事 務を行なう者に限る))	室長 部長 次長 参事 課長 経営企画官 総 務企画官 法務統括官 リスク統括官 広報官 人事給与統括官 労働厚生統括官 事務統括官 情報統括官 環境安全統括官 博物館長 施設企 画官 施設統括官 財務統括官 契約統括官 グ ループリーダー センター長 副センター長 統 括専門官 主任専門官 みつまた調達所長 秘 書、人事又は労務担当の専門官 秘書、人事又は 労務担当の係長 労働関係業務担当の調査主任事 務担当の係員 企画に関する事務を行なう者に限 る(人事、労務又は経理担当の係員(企画に関する事 務を行なう者に限る))
(略)		(略)	独立行政法人農林 水産消費安全技術 センター	本局	独立行政法人農林 水産消費安全技術 センター	
(略)		(略)	農林水産消費安全 技術センター	独立行政法人農林 水産消費安全技術 センター	独立行政法人農林 水産消費安全技術 センター	